

なごみグループ(税理士・社労士)

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F  
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118  
〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F  
Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

バグゼス株式会社

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・7F  
Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

December, 2007

# なごみ便り

www.101dog.co.jp

公平な評価・公正な処遇・人材育成のための

## 人事考課者研修

を実施しましょう！

### 人事考課の目的

人事考課は、一般的に上司が部下を評価するものであり、昇給や賞与等を算定するためのツールとして定着しています。しかしながら、本来の目的は、上司と部下とが、評価を通じて、互いの課題を明確にして、それを改善していくために行うものですので、適切な指導と公正な処遇をすることにより、部下に自分の成長を認識させ、「これからもこの職場で頑張ろう」という意欲の向上につなげていくことができます。

### 研修のねらい

人事考課は、公平性が重要ですが、上司も人間である限り、公平に評価したつもりでも、無意識のうちに心理的に偏重が生じてしまうことがありますし、部下の『人物』を評価するのではなく、『行動』を評価していなければ意味がありません。上司にこれらのルールを学ばせるのが人事考課者研修です。この研修では、正確な評価結果を出す視点を学ぶことももちろんですが、部下の行動を分析的に見ることにより、改善すべきポイントをつかむことができるようになります。

### 研修の進め方(一般的な研修の例)

#### 1. 講義

はじめに人事考課の目的について解説し、この研修で何を学ぶのか講義します。

#### 2. DVDによる演習

DVDを映写し、その登場人物について、個々人に評価をつけ、ここでは、典型的な人事考課として随時評価(登場人物の仕事に対する姿勢がどうであったか)を、映像を見ながら実践していきます。

#### 3. グループディスカッション

この研修で最も重要なのがグループディスカッションです。DVDの内容に基づいた評価の結果について、今度はグループで十分に話し合った上、統一の見解を出し、「なぜそう判断したのか？」の理由を徹底的に話し合うこととなりますので、非常に白熱しますし、皆さんの意見が集約されてきます。

なごみグループでは、お客様毎に最適な人事考課者研修をアレンジし、ご提供させていただきます。詳しくは、所員までご相談下さいませ。



お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

平成 19 年 10 月 1 日から

## 外国人雇用状況の届出が義務化されました

### 外国人雇用状況の届出制度の概要

平成 19 年 10 月 1 日から、すべての事業主の方には、外国人労働者(特別永住者及び在留資格「外交」「公用」の者を除く)の雇入れ、または離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、ハローワークへ届け出ることが義務付けられました。

平成 19 年 10 月 1 日時点で既に雇用されている外国人労働者についても、届出の対象となります。

通常の注意力をもって外国人であると判断できない場合まで確認を求めるものではありません。人権やプライバシーの保護に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

### 届出方法・期限等

#### 雇用保険の被保険者である外国人の場合

資格取得届や資格喪失届を提出する際に、その備考欄に、在留資格、在留期限、国籍等を記載して届出ることが必要です。

#### 雇用保険の被保険者ではない外国人の場合

届出様式(ハローワーク窓口または、厚生労働省・労働局のホームページからダウンロードすることも可能です。)に、氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍を記載して届出ることが必要です。

届出期限: **入社、退社ともに翌月末日まで(例: 1 月 1 日の雇入れの場合、2 月 28 日まで)**

#### 平成 19 年 10 月 1 日時点で現に雇入れている外国人の場合

届出様式(ハローワーク窓口または、厚生労働省・労働局のホームページからダウンロードすることも可能です。)に、氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍を記載して届出ることが必要です。

届出期限: **平成 20 年 10 月 1 日まで(この間に離職した場合は、又は に従い届出が必要です。)**

### 年末調整の申告について

#### 年末調整でご自身やご家族の国民年金保険料を申告する方へ

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除(非課税)の対象となりますが、申告の際には、国民年金保険料を支払ったことを証明する書類を添付することが義務付けられています。

このため、社会保険庁が 11 月上旬に証明書類として、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」のハガキを該当者へ発送しています。この証明書類がない場合は、控除の対象とできませんので、紛失等された方は、再発行の手続きをして頂くようお願い致します。

**お問い合わせは、控除証明書専用ダイヤルまたはお近くの社会保険事務所まで**

**控除証明書専用ダイヤル(平成 19 年 11 月 1 日～平成 20 年 3 月 14 日平日 9:00～17:00)**

**TEL: 0570-00-9911**

(文章担当: 増田)

#### ～人材派遣を始めました！！～

「必要な時」に「高いスキルを有する人材」を「必要な期間」ご利用頂けます。社員の募集、教育にかかる「経費と時間」が削減でき、さらに必要な期間だけのご利用で済むため、無駄がありません。なお、地域によって派遣が困難な場合がございます。

詳しくは『株式会社 和』(特 27-302403)までお問い合わせください。 TEL.06-6944-4117